

*** 郵送による転出手続きに必要なもの ***

送付先は2ページ目をご覧ください。

① 転出届(下記、太枠内を全て記入してください)

② 本人確認書類のコピー(通知カードは不可)

マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カード・運転免許証・健康保険証
パスポート・在留カード・特別永住者証明書など有効中のものに限る

③ 返信用封筒

不要な場合もあります。次の質問にお答えください(必須)

★ 引っ越しする方の中に、現在有効なマイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方がいますか？	はい	いいえ	切手を貼った返信用封筒が必要です *届出人の住所と氏名記入のもの (引越し前は池田市住所宛・引越し後は新住所宛)
---	----	-----	---

★ 「はい」の方は1~3の質問にもお答えください

1	引っ越しする本人または同一世帯員の方が、カードを持参し転入届を行うことができますか？	はい	いいえ	「いいえ」が1つでも当てはまる場合は切手を貼った返信用封筒が必要です
2	カードの暗証番号(数字4桁)がわかりますか？	はい	いいえ	
3	転出予定日(新住所に住み始める予定の日)から30日以内かつ異動日(新住所に住み始めた日)から14日以内に転入届を行うことはできますか？	はい	いいえ	*届出人の住所と氏名記入のもの (引越し前は池田市住所宛・引越し後は新住所宛)

1~3の全てが「はい」の場合、転出証明書(紙)が交付されないため返信用封筒は不要です。

※新住所地の市区町村で転入手続きを行うときは、必ずマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持参してください。

※カードの暗証番号が入力できない場合、転出予定日から30日を経過した場合、転入をした日から14日を経過した場合には、特例転入届を受付けられないことがあります。

転出届(郵送用)

池田市長宛

届出年月日		令和 年 月 日	届出人氏名		
転出(予定)年月日		令和 年 月 日	届出人の連絡先 日中に繋がる電話番号		- -
新住所				新世帯主	
旧住所	池田市			旧世帯主	
氏名 ※転出する方のみ記入してください				生年月日	性別
1	フリガナ			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女
2	フリガナ			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女
3	フリガナ			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女
4	フリガナ			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女

【注意】

1. 届出のできる方は、本人または同一世帯の方ですが、代理人が届出をされる場合は、本人または同一世帯の方からの委任状が必要となります。その際の本人確認書類は、届出者である代理人の方のものを添付してください。
2. 転出届は郵送で受付できますが、以下の手続きで別途窓口に来ていただく必要がある場合もありますので、各担当課にお問合せください。

国民健康保険、後期高齢者医療制度、児童手当、児童扶養手当、市税の未納、市税の未申告、介護保険、身体障がい者手帳、療育手帳、子ども医療、ひとり親家庭医療、障がい者医療、水道の閉栓手続、ごみ・し尿処理手数料の未納、(市立)園児・就学児童

【書類の送付先】

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1番1号

池田市役所 総合窓口課 郵送担当